

おめでとうございます

◎叙位受章

●地方自治功労 旭日単光章
佐藤 潔さん

(大東町薦沢・3月30日死去)
多年にわたり大東町議会議員として、地域の振興・発展に貢献された功績により
飯塚義雄さん

(三刀屋町根波別所・4月20日死去)
多年にわたり三刀屋町議会議員として、地域の振興・発展に貢献された功績により
叙位の荣誉に対し、心から敬意と祝意を表します。

国民健康保険・老人保健・福祉医療・乳幼児等医療について

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

または各総合センター総合調整課まで

8月1日の国民健康保険被保険者証等の一斉更新について

現在お使いの国民健康保険被保険者証、退職被保険者証、高齢受給者証は有効期限が平成17年7月31日となっております。つきましては、8月1日に国民健康保険被保険者証、退職被保険者証、高齢受給者証を一齐に更新します。

これらの新しい国民健康保険被保険者証等につきましては、7月末までに郵送し

ますので必ずご確認をお願いいたします。
8月1日以降に医療機関にかかれる方は必ず新しい国民健康保険被保険者証等をご使用ください。

なお、有効期限の切れた国民健康保険被保険者証等については各自で処分していただきますようお願いいたします。
国民健康保険及び老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在認定しています「国民健康保険標準負担額減額認定証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が平成17年7月31日です。

引き続き認定証の交付が必要な方は、各総合センター総合調整課または本庁市民生活課で申請をしてください。なお、世帯変更、所得変更等により認定証の交付を受けられない場合もありますのでご承知置きください。

老人医療等に係る一定以上所得者の判定基準の改正について

8月1日より、一定以上所得者（医療

機関での自己負担割合が2割の方）の判定基準とする所得及び収入の額が下記のとおり改正されます。このことにより、自己負担割合が変更となる老人医療等受給者の方には7月末までに新しい老人医療受給者証を送付します。

(1) 所得基準

所得の基準額について124万円が145万円に改正されます。
※高齢者又は老人医療を受けている方で145万円以上の所得の方がいる場合は、負担割合が2割となります。

(2) 収入基準

①高齢者複数世帯における収入の基準額について637万円が621万円に改正されます。
②高齢者単身世帯における収入の基準額について、450万円が484万円に改正されます。

※上記(1)で145万円以上の所得のある方がいる場合でも、高齢者及び老人医療を受ける方が複数の世帯で対象者の収入合計が621万円未満の場合並びに、高齢者及び老人医療を受ける方がお一人の場合は収入が484万円未満の場合、申請により1割負担となります。該当すると思われる方は、各総合センター総合調整課または本庁市民生活課で申請を行ってください。

お詫びと訂正

●市報うんなん5月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
13ページ、雲南市の職員紹介 総務部総務課の電話番号
(誤) 411021 ↓ (正) 401021

●市報うんなん6月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
12ページ雲南市からのお知らせ 人権擁護委員の紹介(敬称略)

(誤) 吉田町 藤坂美貴子、藤飛昭憲
掛合町 勝部 昇、吉長雅昭
(正) 吉田町 勝部 昇、吉長雅昭
掛合町 藤坂美貴子、藤飛昭憲

重度障害者等介護手当認定更新手続き
成支給認定更新手続きについて

健康福祉部長寿障害福祉課
☎0854・40・1042
または各健康福祉センターまで

重度障害者等介護手当認定更新手続き

市では介護保険の対象にならない重度障害者等を在宅において介護している方を対象に、介護手当を支給しています。

現在この手当を受給されている方は、支給期間が7月分までとなっておりますので、8月以降も受給を希望される方は更新の手続きを行ってください。

この届けで8月から翌年7月分までの手当の支給に対する決定が行われます。

■手続きを行う場所

各健康福祉センターまたは健康福祉部長寿障害福祉課

■手続きに必要な物

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳
平成17年1月1日以降に転入された方は、世帯員が平成17年度所得税が課税されているかどうか分かるもの
※申請書類は窓口にあります。

「重度障害者等」とは

- ・身体障害者手帳1～2級を所持し、日常生活動作に介護を要する
- ・療育手帳Aを所持し、日常生活動作に介護を要する方
- ・その他常時監護又は介護を要する方で市長が認める方

ただし、重度障害者等が次のいずれかに該当するときは手当を支給することができません。

- ・雲南市内に住所を有しない
- ・入院して3月以上経過したとき
- ・40歳以上で、介護保険の対象となる方
- ・被介護者の属する世帯が前年(1月から7月の手当については前々年)中の所得について所得税課税世帯であるとき

■支給額

月単位で支給し、月額5千円です。

■支給時期

申請が行われた月の翌月分から支給対象となり、毎年7月、11月、3月の3期に、それぞれ支給月までの手当を支給します。

人工透析患者通院費助成支給認定更新手続き

市では医療機関において人工透析を受けている身体障害者に対して、人工透析のため通院する際の通院費の一部を助成しています。

現在この通院費を受給されている方は、受給期間が6月30日までとなっておりますので、7月1日以降も受給を希望される方は更新の手続きを行ってください。

この届けで7月から翌年6月分までの支給認定の決定が行われます。

■手続きを行う場所

各健康福祉センターまたは健康福祉部長寿障害福祉課

■手続きに必要な物

印鑑、身体障害者手帳
平成17年1月1日以降に転入された方

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

または各総合センター総合調整課まで

今年、戦後60周年にあたり、戦没者等の遺族に対し、第8回特別弔慰金が支給されます。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助手や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人
(1)平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
(2)戦没者等の子
(3)戦没者等と生計関係を有していた
(4)上記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
(5)上記(1)から(4)以外の三親等内の親族

■支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

■受付期間

平成17年8月1日から開始します。

■受付窓口

各総合センター総合調整課まで

■日時・会場

・7月1日(金)

・7月8日(金)

木次町高齢者コミュニティセンター

加茂健康福祉センター(かもてらす)

開催時間はいずれも10時～12時・13時～15時となっております。

■持参品

夫婦の年金手帳、年金証書、職歴書、印鑑など

※代理の方の場合は委任状が必要です。

お問い合わせは松江社会保険事務所まで

母子家庭の母等を対象とした「無料職業紹介事業」がはじまります

(財)島根県母子家庭等就業・自立支援センター
☎0852・32・5920

島根県では、母子家庭の母等の就業を促進し、その自立を支援するため、平成17年4月から無料職業紹介事業を次のとおり開始しました。

■対象

母子家庭の母及び寡婦の方

■利用料

無料

■実施場所

島根県母子家庭等就業・自立支援センター(松江市東津田町1741-3) いきいきプラザ島根2階

■実施日時

月～金(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時

平成17年10月から福祉医療・乳幼児等医療の制度が変わります

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

福祉医療費助成制度は、重度の障害者やひとり親家庭の方などが医療を受けやすくすることによって、安心して地域で暮らせることを支援する制度です。

また、乳幼児等医療費助成制度は、乳幼児等が医療にかかりやすくすることによって、乳幼児等の健全な育成に寄与している制度です。

島根県及び雲南市では、福祉医療・乳幼児等医療について、将来にわたって安定的に制度が継続できるよう、また財政状況を考慮し、平成17年10月1日に制度改正を行います。

■福祉医療の改正について

1. 「福祉医療対象者（母子家庭）」の見直し

新たに父子家庭が対象に加わり、ひとり親家庭が対象となります。

2. 医療証の更新時期

毎年8月1日の更新が、10月1日に変わります。

3. 対象者の資格認定について

・20歳未満（重度心身障害者の方）所得制限なし

・20歳以上（重度心身障害者の方）従来どおり特別障害者手当（本人分）所得制限を準用

・ひとり親家庭（母子・父子家庭の方）所得税非課税世帯に属する母子、父子家庭の方

9月30日）の医療証を送付いたします。例年行っている認定申請については、10月からの新制度にあわせて8月に対象者の方へ申請書を送付しますので手続きを行ってください。

■乳幼児等医療証

現在お使いの資格証は9月末までお使いください。

ただし、資格証の加入保険欄が旧町村の国民健康保険の内容の方については、8月1日に旧町村発行の国民健康保険証から雲南市の国民健康保険証に切り替えを行うことから、あわせて7月下旬に雲南市の資格証を送付いたします。

10月からの新制度の認定申請については、8月に3歳以上小学校就学前幼児の方へ申請書を送付しますので手続きを行ってください。

都市計画変更決定図書

縦覧について

建設部都市建築課

☎0854・40・1064

雲南市木次町地内での都市計画道路の変更を行いました。これに伴い都市計画法に基づいて決定図書の縦覧を次のとおり行っています。

■都市計画の種類

木次都市計画道路

■都市計画を変更する土地の区域

雲南市木次町木次、新市、下熊谷、里方、山方、西日登

■縦覧場所

雲南市役所建設部都市建築課

4. 自己負担額の見直し

本人負担額が医療費の1割になり、自己負担限度額が設定されます。薬局では、従来どおり本人負担はありません。

■乳幼児等医療の改正について

1. 助成対象の拡大

新たに「3歳以上小学校就学前幼児」の通院が加わります。申請が必要です。

2. 資格証の更新時期

毎年12月1日に更新します。今年度に限り、10月1日から11月30日までの間に資格証の交付を受けた方については、12月1日の資格証更新申請は行いません。

3. 対象者の資格認定について

・3歳未満乳幼児：所得制限なし

・3歳以上小学校就学前幼児：養育者について児童手当（特例給付）所得制限を準用

・小学校就学後20歳未満児（慢性呼吸器疾患等11疾患群）：養育者について児童手当（特例給付）所得制限を準用

4. 自己負担の見直し

本人負担額が医療費の1割になり、自己負担限度額が設定されます。薬局では、「3歳以上小学校就学前幼児」の通院を除き、従来どおり本人負担はありません。

■福祉医療証

現在、福祉医療の対象になっている方については、受給期間が9月末まで延長（現行7月末）となります。

7月下旬に2ヵ月間有効（8月1日～

献血のお願い

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

次の日程で献血を実施しますので、みなさんのご協力をお願いします。

7月15日(金)

●大東総合センター 9時～10時30分

●JA雲南出雲大東統括支所 11時15分～12時15分

●グリーンシティー 13時50分～15時

●フレッシュマートふくま 15時40分～17時

雲南市次世代育成支援

行動計画の縦覧について

健康福祉部子育て支援課

☎0854・40・1044

市では、市民や地域とともに次世代の育成をさまざまな観点から支援していくための新たな指針として「雲南市次世代育成支援行動計画」を策定し、その縦覧を次のとおり行っています。

○縦覧図書の名称

雲南市次世代育成支援行動計画

○縦覧場所

雲南市健康福祉部子育て支援課または各健康福祉センター

～制度の内容が次のように変わります～

◎現行制度

金額はいずれも1医療機関・1ヵ月当たり

対象者	福祉医療		乳幼児等医療	
	重度心身障害者	母子家庭の親子	3歳未満乳幼児	3歳以上小学校就学前幼児等
対象医療	入院・通院	入院・通院	入院・通院	入院
所得制限	あり(本人)	あり(世帯)	なし	なし
本人負担額	500円 (薬局では徴収しない)	500円 (薬局では徴収しない)	1,000円 (薬局では徴収しない)	医療費の1割 負担限度額 15,000円



◎平成17年10月施行

金額はいずれも1医療機関・1ヵ月当たり

対象者	福祉医療		乳幼児等医療	
	重度心身障害者	ひとり家庭の親子 (父子家庭を追加)	3歳未満乳幼児	3歳以上小学校就学前幼児等
対象医療	入院・通院	入院・通院	入院・通院	入院・通院(通院を追加)
所得制限	なし	あり(本人)*1	なし	あり(養育者)*3(所得制限を導入)
本人負担額	総医療費の1割			
負担限度額	入院 2,000円	入院 40,200円	入院 2,000円	入院 15,000円
	通院 1,000円	通院 12,000円 低所得 7,500円	通院 1,000円	通院 8,000円

*1 特別障害者手当(本人分)所得制限を準用

*2 所得税非課税世帯に属する者

*3 児童手当(特例給付)所得制限を準用

第1回 雲南市

永井隆 平和賞

作品募集

ご応募・お問い合わせ先は

雲南市教育委員会生涯学習課 ☎0854-40-1073、FAX0854-40-1029

募集内容

「愛」と「平和」に対する考えやメッセージを表現した作文および小論文

募集対象

全国の小・中・高校生及び成人

- ①小学生の部：作文(400字詰め原稿用紙3枚程度)
- ②中学生の部：作文(400字詰め原稿用紙3～4枚程度)
- ③高校生の部：小論文(400字詰め原稿用紙4～5枚程度)
- ④成人の部：小論文(400字詰め原稿用紙4～5枚程度)

応募方法(募集期間：平成17年7月1日～7月31日)

郵送(消印有効)

①郵便番号②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号⑥部門名を明記のこと

※応募後の作品変更・返却は不可。応募作品の著作権は主催者に帰属します。



三刀屋町で幼少期を過ごし、放射線医学の研究と原子爆弾により白血病におかされながらも「長崎の鐘」や「この子を残して」などの名作を著し、「如己愛人」、「平和を」の願いを全世界に訴え続けた平和の使途永井隆博士の精神を21世紀を担う世代に伝え、人類普遍のテーマに取り組む機会と出会いの場を提供し、明るい日本の未来づくりに期するため右記のとおり実施します。

その他

すべての部門に最優秀賞(1名)、優秀賞(1名)、佳作(若干名)があります。

※第1次選考委員会(市内審査)8/3・4、第2次選考委員会(県内審査)8/17、最終選考委員会(東京)8/26

発表式典は9月11日(日)午後1時から三刀屋文化体育館アスパルで行います。

(当日は雲南夢ネットによる生中継もあります)

「第2回 銅鐸の響き加茂弥生まつり」スタッフ大募集

加茂弥生まつりは加茂岩倉遺跡から出土した私たちの宝である「銅鐸」、そして「弥生」をイメージしたまつりです。昨年も草木染や勾玉づくりなど古代体験や古代食を求めてたくさんの方に訪れていただきました。

雲南市誕生後、初めての加茂弥生まつりとなる今回からは雲南市のまちづくりと同様、市民の皆様が主役のまつりにしたいと思っています。

そこでまつりの企画・運営に携わっていただけるボランティアスタッフを募集します。

募集内容

1. 対象者 高校生以上（町内・外を問いません。）
2. 内容
 - ①古代体験などができる「弥生村」についての企画・運営。（昨年の例：勾玉づくり…石を磨いて勾玉をつくります。草木染…バンドナを藍染めます。）
 - ②「火柱」の設置（まつりのシンボル「火柱」を竹や木材で1ヵ月かけて製作します。）
 - ③まつりポスターづくり、ビデオ写真撮影 など
3. 募集期間 6月27日～7月15日



銅鐸の響き 加茂弥生まつり

と き 10月15日(月)～16日(日)
と ころ 加茂町文化ホール・ラメール

お申し込み・お問い合わせ 銅鐸の響き加茂弥生まつり実行委員会事務局（加茂総合センター自治振興課）☎0854-49-8601まで

三刀屋町誌・三刀屋町議会誌・広報みや縮刷版 発刊

三刀屋町閉町を記念し、「三刀屋町誌 第3巻」「三刀屋町議会 50年のあゆみ」「広報みや縮刷版 第3・4巻」を発刊しました。

既発刊の町誌第1巻、第2巻なども併せて販売しますので、三刀屋町の情報記録誌として、一家に一冊、この機会にお求めください。



●三刀屋町誌

第1巻（A5版・875頁） 4,500円（税込）
第2巻（A5版・532頁） 2,000円（税込）
第3巻（A5版・293頁） 2,000円（税込）

●三刀屋町議会

50年のあゆみ（B5版・約210頁） 3,000円（税込）

●広報みや縮刷版

第2巻（A5版・1350頁） 2,000円（税込）
第3・4巻（A5版 各約2000頁） 5,000円（税込）

お申し込み・お問い合わせ 三刀屋総合センター総合調整課 ☎0854-45-2111

●●● NPO 活動に関する講演会を開催します ●●●

NPO法人の設立促進に向け、「そもそもNPO法人とは何か」、「NPO法人を立ち上げたい、でもその方法がわからない」、「今の団体をNPO法人にすると何がどう変わるのか」などの疑問、質問に答えるための講演会を開催します。



- 日 時 7月7日(木) 19時30分～21時30分
- 会 場 サンワーク木次「多目的ルーム」
- 演 題 「NPOって何？」～NPO活動の概要と登録まで～
- 講 師 しまねNPO活動支援センター 指導員 樋口和広氏

お問い合わせ 政策企画部地域振興課 ☎0854-40-1013

String Concert in 酒蔵資料館 “夏の陣”

酒蔵資料館では、右記の日程で夕涼みコンサートを開催します。

資料館のほのかな照明の中で行われる夏の夕涼みコンサート。みなさん、ぜひお出かけください。

- 日 時 7月16日(土) 19:00 開場
- 場 所 掛合 酒蔵資料館
- 入場料 無料
- 出 演 フクスギ…アコースティックギター（20分）
フルレスカ…チェリスタ
Burlesca☆Cellista…チェロ18本、コントラバス2本（40分）
- その他 花田植フォトコンテスト表彰式・作品展示もあります。
※当日は、食事（有料）もあります。



お問い合わせ 酒蔵資料館 ☎0854-62-1122 または掛合総合センター事業管理課 ☎0854-62-0300